

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。私は第4号議案「栃木県立とちぎ海浜自然の家条例および栃木県立なす高原自然の家設置および管理条例の一部改正について」に反対の立場から討論します。

海浜自然の家は、「とちぎの海のふるさと」と位置づけられ、小学5年生の臨海学校に利用されているほか、社会教育団体、企業等の研修、家族のふれあい活動を支援する施設です。なす高原自然の家は「山の分教場」として、なす高原に位置する「社会教育施設」です。それぞれの2017年度ののべ利用者数は、日帰りも含め海浜の家が67,575人、なす高原自然の家が34,598人が利用しました。

議案は施設の利用率の向上を図るためとして、来年4月1日より、なす高原自然の家に加え、海浜自然の家についても県外居住者が利用できるようにすると共に、両施設の宿泊料につき、これまで無料であった中学生以下に500円の料金を新設するなどの改定を行うものです。

利用率は、海浜の家が49.5%、県外にも利用者を拡大しているなす高原自然の家が51.9%と、両施設とも半分程度ですから、県外の人ができるようにすることに異論はありません。しかし、中学生以下の宿泊料を有料化することには反対です。

それは、利用者の負担増に反対であるというだけでなく、料金設定において、学校教育活動による利用と、社会教育活動による利用を区分する考え方に問題を感じるからです。

小・中学校や幼稚園、保育所などが利用する場合はこれまで同様無料です。どういう場合が有料になるかという、それ以外の社会教育活動、すなわち子ども会、ボーイスカウト・ガールスカウトなどだといいます。海浜の家においては企業や家族等が利用する場合も含まれます。

これに該当する中学生以下のこどもの利用者数は、おおづかみの数字ですが、海浜の家では約6千人、利用者全体の8%、なす高原自然の家では約900人、3%程度です。

教育委員会によりますと、このように区分したのは、義務教育は無償との考え方に則したものだといいます。そういった説明では、これまで無料にしてきたこととの整合性はありません。まして、今日、少子化や子どもの貧困などの問題を解決するために、学校のみならず、社会や地域でいかに子どもたちを見守り、育成するかが喫緊の課題とされているときです。子ども会はじめ多くの社会教育団体の果たす役割は大変大きなものがあります。そこに負担をしいてもやむを得ないという考え方を容認することはできません。新たな料金設定により、経営状況を改善し、県の財政負担を減らすための改正でしょうが、本末転倒の発想だといわざるをえません。

本県の子どもたちが山と海、大自然にふれあい成長しあえる場とするために設置した県営施設です。中学生以下の宿泊料金はこれまでどおり、すべて無料とすべきであります。議員各位におかれては、同議案を否決されるよう訴え、反対討論といたします。